

平成26年度の福岡支部の収支について

1. 支部別収支作成の目的

- 平成26年度における都道府県別医療費等の実績が明らかになったことから、この実績を用いて、平成26年度の各支部における収支差を算出しました。
- 平成26年度の都道府県単位保険料率は、2年前の平成24年度の実績の医療費や総報酬額をもとに収支を見込んだうえで算定していますが、今回の支部別収支の収支差は、**医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したもの**になっています。
- **支部別収支の収支差は、2年後の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することとされており、この精算すべき額を算出することを目的**としています。
- 平成26年度の支部別収支差がプラスの場合は、平成28年度の保険料率算定時にその額を収入にプラスすることになり、**保険料率を引き下げる方向**に働き、逆に**マイナスの場合には、その絶対値を支出にプラスすることになります**ので、**保険料率を引き上げる方向**に働くこととなります。

(今回の支部別収支の収支差は、平成28年度の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することになります。)

次ページに、全国の収支と福岡支部の収支について掲載いたします。

平成26年度決算見込みに基づく福岡支部における収支差：②福岡支部の収支差

2. 福岡支部の収支差

	収入					支出														収支差								
	保険料収入		その他収入(協会)	その他収入(国)	計	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)(注3)						現金給付費等(国庫補助を除く)	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	業務経費(国庫補助を除く)	一般管理費(国庫負担を除く)	その他支出(協会)	その他支出(国)	平成24年度の収支差の精算	特別計上分(業務経費の別掲)	計	計	全国平均分	地域差分等(平成28年度保険料率算定時に精算)					
	一般分	計				医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)		年齢調整額	所得調整額	激変緩和	医療給付費(国庫補助を除く)(A)												震災特例分(国庫補助を除く)(B=B1+B2)					
			平成24年度の協会負担分(B1)	波及増分(B2)	医療給付費(国庫補助を除く)(A)	平成24年度の協会負担分(B1)	波及増分(B2)					医療給付費等地域差分	26年度保険料率凍結時の要精算分															
全国計	7,734,242	7,730,693	13,978	101,118	7,849,338	3,903,402	3,903,402	3,912,541	9,139	7,497	1,643	0	0	0	369,233	3,055,937	93,735	32,155	3,008	19,181	0	85	7,476,735	372,603	372,603	0	0	0
福岡	370,336	370,168	662	4,785	375,783	187,869	207,146	207,146	0	0	0	952	▲ 10,788	▲ 9,442	17,473	144,617	4,436	1,522	142	908	▲ 716	0	356,251	19,531	17,633	1,899	636	1,262
																								①	②	③	④	⑤

➤ 収支差にかかる内容について

- ① 全国平均の収支差②と福岡支部の収支差③を合わせた額：約195億3,100万円
- ② 全国の収支差（約3,726億円）を総報酬按分した額：約176億3,300万円
- ③ 平成28年度保険料率算定時に精算すべき額（④と⑤を合わせた額）：**約18億9,900万円** ← 平成28年度保険料率算定時に収入にプラスされる
- ④ 2年前の実績の24年度の加入者数や医療給付費をもとにして見込んだ支部の26年度の加入者1人あたり医療給付費の見込みにおいて、全国平均との差が実績でどう変化したかを表したもの（実績の全国平均との差－料率算定時の全国平均との差）：約6億3,600万円
- ⑤ 平成26年度保険料率を24年度と同率にするために各支部の収入に準備金から取り崩して充てた額（凍結前の算定方法に基づき本来必要な保険料率と24年度保険料率との差分に、各支部の平成26年度の保険料率算定時の総報酬額の見込額を乗じたもの）と総報酬按分による準備金取崩し額との差額：12億6,200万円



福岡支部における平成26年度の地域差分約19億円は、平成28年度保険料率算定の際には、平成26年度の総報酬額での計算で約0.05%の料率引き下げに働くこととなる。